

お知らせ（器）002

令和2年5月29日

### 特定器材マスターの改定について

下記のとおり、特定器材マスターの改定についてお知らせします。

#### 記

- 1 令和2年5月29日付け厚生労働省告示第227号に基づく新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：3コード）（別紙）  
※令和2年6月1日から適用のため、令和2年6月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。
- 2 令和2年5月29日付け同号に基づく材料価格変更については、令和2年7月1日から適用のため、当該材料価格基準に係る特定器材マスターの公表は、令和2年6月を予定しています。

## 別紙\_特定器材マスター登録内容の一部変更（令和2年6月1日適用）

別表 番号	区分 番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額 種別	金額	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
02	150	710011083	ヒト自家移植組織（自家培養角膜上皮・採取・培養キット）	1	4,280,000	3		新設		
02	150	710011084	ヒト自家移植組織（自家培養角膜上皮・調製・移植キット）	1	5,470,000	3		新設		
06	068	710011085	純チタン2種	1	47	3		新設		